

三沢空港振興会旅行商品造成支援事業助成金  
実施要領

## 1. 事業概要

本助成は、三沢空港の利用促進を図るため、三沢空港を利用する旅行商品(団体旅行商品、個人向けフリープラン商品、チャーター便利用商品等)の企画造成、広告宣伝、販売等を行う旅行事業者等に対して助成するもの。

## 2. 事業内容

助成種別	対象期間 (旅行催行日(出発日及び帰着日))	対象路線	助成金額	備考
① 企画支援 助成	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	三沢空港発着 定期便全路線	上限5万円	・商品の企画造成、広告宣伝等 に係る経費に対し、助成する。 ・片道利用も可とする。 ・商品造成に経費を要したにも 関わらず、催行中止となった場 合は、如何なる理由であれ、助 成対象外とする。
② インセン ティブ助成	【前期】 ・令和7年4月1日～ 令和7年6月30日	・三沢=東京 (羽田)線	2,000円/席 (上限40万円)	・延べ利用実績について、往復 利用の場合は2席と数える。 (添乗員は含めない) ・天候不良等で新幹線等に急遽 変更となった場合、実績として 計上しない。 ※「前期」「後期」の取扱いに ついては裏面を参照
	【後期】 ・令和7年11月1日～ 令和8年3月31日 ※予算により後期は助 成金の額が変更となる 可能性あり。	・三沢=札幌 (丘珠)線	2,000円/席 (上限40万円)	
		・三沢=大阪 (伊丹)線	3,000円/席 (上限60万円)	
③ チャーター 便助成	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	—	30万円	・商品造成に経費を要したにも 関わらず、やむを得ない理由に より催行中止となった場合、商 品造成に要した経費(上限15万 円)を助成する。

## 3. 留意事項

- ・1つの旅行商品に対し、①～③の助成のいずれか1つを選択して、申請すること。
- ・①、②の助成は、1造成箇所(〇〇社〇〇支店等)あたり、原則、年間4件(①、②の合計申請件数)の申請を上限とする。ただし、三沢空港を起点とした商品についてはこの限りではない。
- ・対象期間は、旅行催行日(出発日及び帰着日)が上記対象期間内の日程のみ助成の対象とする。
- ・コース番号を新たに設定する等新規に造成するものを対象とし、同コース内容にて催行日のみ変更となっている旅行商品は対象外とする。
- ・本事業は先着順に受付・交付決定を行い、予算の上限に達した時点で終了とする。
- ・商品を各種媒体で広告する際は、原則【協賛：三沢空港振興会】の文字及び【三沢空港ロゴマーク】【羽田線就航50周年】※羽田線利用のみ【伊丹線増便記念】※伊丹線利用のみを入れることを条件とする。(※いずれもサイズは任意とする)
- ・本助成金と国、他自治体、他の空港等が実施する助成制度との併用は可とする。
- ・申請にあたり旅行商品の募集広告など概要が分かる書類(チラシや宣伝計画、web画面等)の提出がない場合は、申請は受理しないこととする。

## 4. 助成事業の流れ

### 実施要領制定前

【申請者】 事前着手届の提出



【事務局】 事前着手届受領書の通知



### 実施要領制定後（R7.5月予定）

【事務局】 制定後の実施要領の通知



【申請者】 交付申請書(様式1)の提出



【事務局】 交付決定(様式2)の通知



【申請者】 実績報告書(様式3)及び請求書(様式4)の提出



【事務局】 確定通知書(様式5)の通知、助成金の支払い

助成金交付に必ず  
必要な手順

### 前期・後期の取扱いについて（インセンティブ助成）

令和7年度より「インセンティブ助成」については、前期・後期に分けての申請となります。

○申請時期

【前期】 要領制定後から令和7年6月2日まで

【後期】 令和7年7月1日から令和8年2月27日まで

※事業完了後速やかに実績報告を提出すること

※上記の申請期間で間に合わない場合はご相談ください

## 5. お問い合わせ・提出先

三沢空港振興会事務局（三沢市役所政策調整課内）

〒033-8666 青森県三沢市桜町1-1-38

TEL：0176-53-5111（内線538）FAX：0176-52-5656

E-mail：msw\_seisaku@misawashi.aomori.jp



トリニキテ。

三沢空港

MISAWA AIRPORT